

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、基本理念に立脚し、株主・投資家をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高めるとともに、会社の迅速・果敢かつリスクを勘案した意思決定を促し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることで、「存在を期待される企業」となるために、経営の最重要課題の一つとして、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

株主、投資家や社会からの信頼と共感をより一層高めるため、四半期ごとの決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示など、企業情報の適切な開示を行っており、今後も透明性の確保に努めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

■補充原則4-1-2 中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ってその実現に向けて最善の努力を行うべき

当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、長期的な経営戦略、ビジョンを公表するとともに、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。

現在当社では中期目標は公表しておりませんが、経営会議が中期目標を含む中期全社方針書を定めるとともに、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、中期目標や方針の見直しを行うこととしております。取締役会は、経営会議が策定した中期全社方針書を審議のうえ決議するとともに、進捗状況や分析結果について報告を受け、監視、監督を行っております。

■補充原則4-10-1 取締役の指名・報酬などの事項について、任意の諮問委員会を設置することなどにより、取締役会の独立性・客観性と説明責任を強化すべき

当社において、取締役・監査役候補者の指名および執行役員の選任については、社外取締役を含む取締役会が定めた指名方針に基づき、方針に合致した人物を取締役会で審議のうえ決定していること、また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会が定めた報酬の決定方針および報酬基準に則して報酬が適切に決定されていることから、任意の諮問委員会等は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」を定め、当社ホームページにおいて開示しておりますので併せてご参照ください。

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」URL: http://www.honda.co.jp/investors/policy/pdf/governance_basic_policies_150731.pdf

【原則1-4】株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第15条(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)をご参照ください。

【原則1-7】関連当事者間の取引

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第7条(利益相反取引)をご参照ください。

【原則3-1】

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

経営理念: 当社ホームページにおいて、Honda Philosophyを掲載しております。

経営戦略: 2010年に「次の10年の方向性」を定め、発信しております。

経営計画: 各事業年度毎の業績見通しを公表しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

(3) 取締役、執行役員および監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第12条(役員報酬の決定方針)をご参照ください。

(4) 取締役および監査役候補の指名、ならびに執行役員の選任を行うに当たっての方針と手続

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第4条(取締役候補者の指名方針)、第9条(執行役員の選任方針・任期)および第11条(監査役候補者の指名方針)をご参照ください。

(5) 取締役・監査役候補の個々の指名についての説明

当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集のご通知」をご参照ください。

【補充原則4-1-1】取締役会の決定事項および経営陣に対する委任の範囲

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第2条(取締役会の役割・責務)をご参照ください。

【原則4-9】社外役員の独立性判断基準

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」別紙1<社外役員の独立性判断基準> および 当報告書IIの1【独立役員関係】をご参照ください。

【補充原則4-11-1】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第3条(取締役会の構成)をご参照ください。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況

当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集のご通知」をご参照ください。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性評価

当社は、2015年度の実効性評価に関し、取締役の自己評価を行いました。

自己評価は、取締役および監査役に対して実施したアンケートとヒアリングの結果をもとに、取締役会で審議し、決定しましたが、そのアンケートの質問項目は、外部の弁護士の監修のもとで設定し、また、ヒアリングおよび結果の集計は外部弁護士により実施しました。

取締役会では、実効性は概ね良好であるものの、取締役会が果たす役割の中で、経営の監視・監督機能については、更に向上させる余地があるという認識を共有しました。

当社は今後、「社外役員に対する情報提供の更なる充実」や「取締役会の本来的機能に即した説明や報告の充実」などを通じて、監視・監督機能を更に充実させ、取締役会の実効性を高めていきます。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第6条（取締役会の実効性向上のための取組み）（取締役・監査役に対する研修）をご参照ください。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」第16条（株主との対話に関する方針）および別紙2＜株主との対話に関する取組み方針＞をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	116,000,000	6.40
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	76,126,000	4.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	74,567,000	4.12
明治安田生命保険相互会社	51,199,000	2.83
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	48,888,000	2.70
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	45,337,000	2.50
東京海上日動火災保険株式会社	40,780,000	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	37,920,000	2.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	36,686,000	2.03
日本生命保険相互会社	27,066,000	1.49

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、上場子会社2社を有しておりますが、同社に限らず、子会社については経営の独立性を尊重しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
國井 秀子	学者											
尾崎 元規	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
國井 秀子	○	——	企業活動および国内外のソフトウェア分野における豊かな経験と高い見識を有するとともに、男女共同参画に関する活動を積極的に行っており、それらの経験と見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただきたいためです。 また、当社との間に、当社の「社外役員独立性判断基準」に記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として指定しております。
尾崎 元規	○	——	長年にわたりグローバルに事業展開している大手化学メーカーの経営者を務めた企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただきたいためです。 また、当社との間に、当社の「社外役員独立性判断基準」に記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7 名
監査役の人数	5 名

2015年度において、監査役と会計監査人との間で会合を10回開催し、会計監査人が監査役に対し、会計監査の計画や結果などについて説明・報告を行ったほか、相互に意見交換を実施しました。

監査役は、内部監査部門である業務監査室(41名で構成)から、監査方針、監査計画および監査結果について定期的に報告を受けております。また、監査役と業務監査室が単独ないしは連携して、業務監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
樋渡 利秋	弁護士													
高浦 英夫	公認会計士													
田村 真由美	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋渡 利秋	○	――	法律の専門家としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野から監査いただきたいためです。 また、当社との間に、当社の「社外役員独立性判断基準」に記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として指定しております。
高浦 英夫	○	――	公認会計士としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野から監査いただきたいためです。 また、当社との間に、当社の「社外役員独立性判断基準」に記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として指定しております。
田村 真由美	○	――	企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野から監査いただきたいためです。 また、当社との間に、当社の「社外役員独立性判断基準」に記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5名
-------------------------	----

その他独立役員に関する事項

＜社外役員の独立性基準＞

当社取締役会は、社外役員が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

- 本人が、当社グループの業務執行者または出身者でないこと。
また、過去5年間に於いて、本人の近親者等(注1)が当社グループの業務執行者でないこと。
- 本人が、現在または過去5年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
(1) 当社の大株主(注2)の業務執行者
(2) 当社の主要な取引先(注3)の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者
(3) 当社グループの主要な借入先(注4)の業務執行者
(4) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
(5) 当社から役員報酬以外に多額(注5)の金銭等を得ている者
(6) 当社の役員相互就任先の業務執行者
(7) 当社から多額の寄付または助成を受けている団体(注6)の業務を執行する者
- 本人の近親者等が、現在、2(1)ないし(7)に該当しないこと。

4. 通算の社外役員在任期間が8年間を超えていないこと。

- (注) 1 近親者等とは、本人の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族をいう。
2 大株主とは、事業年度末において、株式の保有割合が高いことにおいて上位となる10名の株主のいずれかに該当する者をいう。
3 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が当社の連結売上収益または相手方の連結売上収益の2%を超えるものをいう。
4 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
5 多額とは、当社から収受している対価が年間1千万円を超えるときをいう。
6 多額の寄付または助成を受けている団体とは、当社から年間1千万円を超える寄付または助成を受けている団体をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	
各事業年度の業績等を反映した取締役賞与を支給しております。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
該当項目に関する補足説明 更新	
2015年度、当社が支給した役員報酬の額は、取締役18名に対し合計695百万円、うち社外取締役2名に対し合計23百万円、監査役7名に対し合計181百万円、うち社外監査役5名に対し合計47百万円で総額876百万円です。また、役員賞与の額は、取締役14名に対し合計251百万円、うち社外取締役2名に対し合計6百万円です。 また、2015年度、取締役会長 池史彦に対する役員報酬の額は73百万円、役員賞与の額は26百万円、合計100百万円、取締役社長 八郷隆弘に対する役員報酬の額は76百万円、役員賞与の額は38百万円、合計114百万円です。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

- ・当社の役員報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計する。
- ・取締役の報酬は、職務執行の対価として毎月固定額を支給する月度報酬と、当該事業年度の業績に連動した役員賞与によって構成される。
- ・取締役の報酬は、多様で優秀な人材を引きつけることができるよう、他社の水準等を考慮して取締役会で承認された報酬基準に基づいて支給する。なお、取締役賞与は、各事業年度の業績、株主への配当、従業員賞与水準等の事情を勘案して、取締役会の決議によって決定し、支給する。
- ・自社株式の保有を通じて株主と利害を共有することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、取締役全員は、固定報酬額のうち一定程度を役員持株会に拠出し、自社株を取得するとともに、在任期間に加えて退任後1年は継続して保有する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

監査役会をサポートする直属のスタッフ組織として監査役室を設置しております。
また、社外取締役および社外監査役に対して、取締役会の議事その他の必要な情報を適宜提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ＜取締役会＞
取締役会は、2名の社外取締役を含む13名の取締役(うち男性12名・女性1名)で構成されております。
取締役の候補者は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、会社経営や当社の業務に精通し、人格・見識に優れた人物を、取締役会の決議によって決定しております。
取締役会は、株主からの負託に応えるべく、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の基本方針その他会社の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行の監視・監督を行います。また、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規則で定めた事項を審議・決定し、それ以外の事項は代表取締役または業務執行取締役に委任しております。
当社は、2015年度において、取締役会を10回開催しました。
- ＜社外取締役＞
当社では、豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただける方を社外取締役に選任しております。その中には、原則として、一般株主との利益相反のおそれのない、独立性の高い社外取締役を含めることとしております。
- ＜監査役会＞
監査役会は、社外監査役3名を含む5名の監査役で構成されております。
監査役の候補者は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、人格・見識に優れた人物であるとともに、会社経営や当社の業務に精通した人物、または、法曹、行政、会計、教育等の分野で高い専門性と豊富な経験を有する人物を、監査役会の事前の同意を得たうえで、取締役会の決議によって決定しております。
各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、業務の分担などに従い、取締役会、経営会議その他の重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査などを通じて取締役の職務執行の監査を行っております。
当社は、監査役への報告を適時・的確に実施するため、「監査役報告基準」を整備し、この基準に基づき、監査役に対して、当社や子会社などの事業の状況、内部統制システムの整備および運用の状況などを定期的に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告することとしております。
当社は、2015年度において、監査役会を10回開催しました。
- ＜監査役機能強化に係る取組み状況＞
当社では、監査役会をサポートする直属のスタッフ組織として監査役室を設置しております。
監査役 遠藤邦夫は、当社および当社の子会社における財務・経理部門において十分な業務経験を有しており、また、監査役 高浦英夫は公認会計士として豊かな知識と経験を有しており、両名は会社法施行規則第121条第9号において規定される「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」に該当いたします。また、当社の監査役会は、遠藤邦夫および高浦英夫を、米国企業改革法第407条に基づく米国証券取引

委員会規則において規定される「監査役会における財務専門家」に認定しております。

< 社外監査役 >

当社では、豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野から監査いただける方を社外監査役に選任しております。その中には、原則として、一般株主との利益相反のおそれのない、独立性の高い社外監査役を含めることとしております。

< 組織運営体制 >

執行体制は、基本理念に立脚し、長期的視点に立って世界各地域に根ざした事業を展開していくために、6つの地域本部を設置し、業務を執行しております。また、二輪車・四輪車・汎用パワープロダクツの事業本部は、製品別の中・長期展開を企画するとともに、世界での最適な事業運営を円滑に遂行するために6地域本部との連携・調整を図っております。そして、事業管理本部、管理本部、IT本部、生産本部、購買本部、およびカスタマーファースト本部といった各機能本部は、当社グループ全体としての効果・効率の向上を図るため、各機能面から支援・調整を行っております。

研究開発は、主に独立した子会社が担っており、製品については株式会社本田技術研究所およびその子会社が、生産技術についてはホンダエンジニアリング株式会社およびその子会社が、先進技術による個性的で国際競争力のある商品群の創造を目指しております。

< 業務執行役員体制 >

当社は、地域や現場での業務執行を強化し、迅速かつ適切な経営判断を行うため、地域・事業・機能別の各本部および研究開発子会社その他の主要な組織に担当分野における業務執行を担う執行役員を配置しております。

< 経営会議 >

当社は、専務以上の執行役員から構成される経営会議を設置し、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議しております。

< 地域執行会議 >

各地域が自立性を高め、迅速な意思決定を行うため、各地域本部におかれた地域執行会議が、経営会議から委譲された権限の範囲内で、各地域における経営の重要事項について審議しております。

< 会計監査 >

当社は、有限責任 あずさ監査法人による会社法、金融商品取引法および米国証券取引法に基づく会計監査を受けております。

有限責任 あずさ監査法人においては、会計監査業務を執行した公認会計士3名(三浦洋、山田裕行および小川勤)とその補助者87名(公認会計士30名、米国公認会計士3名、その他54名)の計90名が監査業務に従事しました。

2015年度に係る当社および連結子会社の会社法、金融商品取引法および米国証券取引法に基づく監査証明に係る有限責任 あずさ監査法人とその提携会計事務所であるKPMGに対する報酬の額は、4,415百万円でした。また、2015年度に当社および連結子会社が有限責任 あずさ監査法人とその提携会計事務所であるKPMGから受けた監査業務以外の役務に対する報酬の額は、139百万円でした。

< 監査報酬の決定方針 >

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定にあたっては、会計監査人と協議の上、当社の規模・特性、監査日程等の諸要素を勘案しております。また、当社は、会計監査人の独立性を保つため、監査報酬については、監査役会による事前同意を受け、取締役会で決議しております。

< 責任限定契約の内容の概要 >

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、会社の業務に精通した社内取締役及び客観的で広範かつ高度な視野を持つ2名の社外取締役にによって構成された取締役会と、取締役会から独立し、かつ社外監査役を半数以上とする監査役会によって、業務執行に対する監督・監査を行っております。

現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、事務日程を考慮し、可能な限り早い時期に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	PC(パソコン)または携帯電話を使用したインターネットによる議決権行使ができるようにしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主向けに英文招集通知を提供しております。
その他	株主総会の招集通知を法定の期限より早い時期に発送しております。 株主総会においては、映像等を用いたわかりやすい事業報告、当社製品の展示などを行っております。 また、企業内容等の開示に関する内閣府令に従い、株主総会における議決権行使結果を公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年4回、社長執行役員による会見を必要に応じて行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の主要な機関投資家向けには、適宜、当社グループの事業戦略の説明等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上、 (日本語版 http://www.honda.co.jp/investors/ 、英語版 http://world.honda.com/investors/)において、投資家向けの各種会社情報を公開しております。適時開示は日本語と英語にて同時に行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	国内・北米にIRの担当者をおき、IR活動の充実をはかっております。	
その他	株主に対して、定期的に「株主通信」を発行し、当社の事業、製品、財務状況などに係る情報を提供しております。また、株主・投資家を対象として、国内外の工場などの視察会を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様や社会からの信頼をより確かなものとするため、当社グループで働く一人ひとりが実践すべき行動の規範として、「Honda行動規範」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境保全や社会活動を含む当社グループのCSR活動内容をステークホルダーの皆様 に体系的にご理解いただくため、「Hondaサステナビリティレポート」を発行し、報告しております。加えて、「安全運転普及活動報告書」を発行し、当社グループにおける安全運転普及活動の取り組みを報告しております。これらの報告書を含む当社グループのCSR活動内容は、当社ウェブサイトにて公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	さまざまなステークホルダーからの信頼と共感をよりいっそう高めるため、企業の透明性を重視し、積極的な情報提供に努めております。決算発表や財務報告書による企業情報の開示にあたっては、担当執行役員などによって構成される「ディスクロージャー委員会」をおき、開示内容の正確性・的確性について審議しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役会が決議している内部統制システム整備の基本方針は以下の通りです。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
法令や社内規則の遵守等の当社役員および従業員が守るべき行動の規範を定め、周知徹底をはかる。
コンプライアンスに係る内部通報体制を整備する。
コンプライアンスに関する事項を統括する役員を設置し、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、管理方針を定め、適切に保存および管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営上の重要事項に関しては、会議体においてリスクを評価、検討した上で決定する体制を整備する。
リスク管理に関する事項を統括する役員を設置するとともに、リスク管理に関する規程を定め、リスク管理体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役員制度を導入し、権限委譲をはかるとともに、執行役員に授けられる権限の範囲と意思決定のプロセスを明確にして、迅速かつ適切な経営判断を行える体制を整備する。
また、効率的かつ効果的な経営を行うため、中期および年度毎の事業計画などを定め、その共有をはかるとともに、その進捗状況を監視、監督する。
- (5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の役員および従業員の行動の規範および内部統制システム整備の基本方針を子会社と共有するとともに、子会社を監督する体制を整備し、当社グループとしてのコーポレートガバナンスの充実に努める。
子会社における経営の重要事項などを当社に報告する体制を整備する。
当社の定めるリスク管理方針を子会社と共有するとともに、子会社からの重要リスクの報告に関する規程を定めるなど、当社グループとしてのリスク管理体制を整備する。
当社グループにおける法令違反などの問題を早期に発見し、対応するため、当社グループとしての内部通報体制を整備する。
当社グループとしての内部監査体制の充実に努める。
(注)上記において、「当社グループ」とは、当社および当社子会社からなる企業集団を意味しています。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役会直属のスタッフ組織を設置し、監査役へのサポートを実施する。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役に対して、当社や子会社の役員および従業員が報告を実施するための体制を整備する。また、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いを行わない。
- (8) その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役会直属のスタッフ組織を設置し、監査役へのサポートを実施する。

2. 上記内部統制システム整備の基本方針に基づく、2015年度中の当社の体制整備および運用状況の概要は以下の通りです。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
「わたしたちの行動指針」を制定して、法令遵守などに関する当社の方針と役員および従業員の取るべき行動を明確にし、役員研修、入社時研修および階層別の従業員研修の機会を通じて、周知徹底をはかっています。
なお、「わたしたちの行動指針」は、2016年4月1日付で規定内容を充実するための一部改定を行い、名称を「Honda行動規範」に変更することを決定しました。
内部通報窓口として、企業倫理改善提案窓口を設置しています。窓口は、社内に加え、弁護士事務所による社外窓口も設けており、提案者保護などを含む運用規程を定めて運営しています。
取締役管理本部長をコンプライアンスオフィサーに任命しています。
コンプライアンスオフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っています。
2015年度、コンプライアンス委員会を定期および臨時で開催し、企業倫理改善提案窓口の運用状況や「わたしたちの行動指針」の改定などを審議しました。
各部門は、法令遵守について、コントロールセルフアセスメント(CSA)の手法を用いた検証を行い、その結果について、業務監査室による内部監査を実施しました。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社における情報管理の方針は、「文書管理規程」により定められており、取締役の職務執行に係る情報の管理方針も規定されています。
取締役会や経営会議の議事録は、上記規程に従い、開催毎に作成され、担当部門により永年保存されています。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営上の重要事項は、取締役会、経営会議、地域執行会議などで各審議基準に従って審議され、リスクを評価、検討した上で決定されています。
リスクマネジメントオフィサーとして代表取締役副社長執行役員を任命しています。
「Hondaグローバルリスクマネジメント規程」を制定し、ビジネスリスク、災害リスクなど、当社におけるリスク管理の基本方針、リスク情報の収集および発生時の対応体制などを規定しています。
各部門は上記規程に従い、定期的にリスクアセスメントなどを行っています。
重大なリスクについては、リスクマネジメントオフィサーにより、その対応状況が監視、監督されています。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
地域、事業、機能別の各本部や主要な組織に、担当分野における業務執行を担う執行役員を配置しています。経営の重要事項を決定する機関として、取締役会のほか、経営会議や地域執行会議などが設置されており、各審議基準により執行役員に授けられる権限の範囲と意思決定のプロセスが、明確になっています。
取締役会が全社中期方針および年度毎の事業計画を決定し、各本部長をはじめとする執行責任者を通じて全社で共有しています。
取締役会は、全社中期方針については年度毎に、事業計画については四半期毎に進捗の報告を受け、その執行状況を監視、監督しています。
- (5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の内部統制の担当部門が、直接または地域統括会社を通じて「わたしたちの行動指針」および内部統制システム整備の基本方針の子会社への周知をはかっています。
各子会社は、各国の法令や各社の業態に合わせた内部統制体制を整備し、当社にその整備、運用状況を定期的に報告しています。
子会社の監督責任を担う担当役員は、各子会社の事業に関連する領域を管轄する執行役員の中から選定しています。担当役員は、担当する子会社から、事業計画や経営状況などに関して定期的に報告を受け、事業管理関連部門やその他の関連部門と連携して、担当する各子会社を監督しています。
当社は、子会社の経営の重要事項に関して、当社の審議基準に従った当社の事前承認または当社への報告を求めており、子会社は当社の要請を含めた自社の決裁ルールの整備を行っています。
子会社は、当社の「Hondaグローバルリスクマネジメント規程」に基づき、規模や業態に応じたリスク管理体制を整備しており、重大なリスクについては当社に報告しています。なお、当社のリスク管理の担当部門が、子会社のリスク管理体制の整備、運用状況を確認しています。
当社の企業倫理改善提案窓口が、子会社からの内部通報を受け付けるとともに、地域統括会社やその他の主要な子会社は、自社の内部通報窓口を設置しています。
社長直轄の業務監査室が、当社各部門の内部監査を行うほか、主要な子会社に設置された内部監査部門を監視、指導するとともに、必要に応じて子会社の直接監査を実施しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の取締役の指揮命令系統から独立した、監査役会直属の監査役室を設置しています。監査役室は、監査役の職務執行が実効的に行われるよう、監査役からの直接の指揮命令を受けて監査役のサポートを実施しています。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役への報告基準として「監査役報告基準」を定め、監査役に対して、当社の各担当部門が、当社や子会社などの事業の状況、コンプライアンスやリスク管理などの内部統制システムの整備および運用の状況などを定期的に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告しています。

監査役に報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いはありません。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務執行に必要な費用を会社として負担するため、事業年度毎に、監査役からの提案に基づいて必要な予算を確保しています。

監査役と内部監査部門である業務監査室が緊密に連携して、当社や子会社などの業務監査を実施するほか、監査役が取締役会その他の重要な会議に出席しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫くことを基本方針とし、対応総括部署を定め、警察等の関連する外部機関と連携して対応しております。

